

ひょうご里山・里海国際フォーラム 『Z世代による提言』実施委託業務にかかる仕様書

1 業務の名称

ひょうご里山・里海国際フォーラム『Z世代による提言』実施委託業務
(以下「本業務」という。)

2 趣旨・目的

兵庫県では、2025年大阪・関西万博のテーマウイークと連動し、里山・里海の重要性やその保全と再生に向けた取組の発信・啓発や、里山・里海の持続可能な保全を目指し、ひょうご里山・里海国際フォーラムを開催する。

これに併せて、里山・里海の持続可能な保全・創出、人間との共生のため、次世代を担うZ世代を中心とした環境リーダー育成事業を行い、その参加者がひょうごの里山・里海の理解を深めるとともに、持続可能な保全に向けた新しい里山・里海のあり方を検討し、検討内容をひょうご里山・里海国際フォーラムにて『Z世代による提言』として発表する。

3 委託期間

契約締結日(令和7年4月1日(火)予定)から令和7年11月28日(金)

4 業務内容

(1) 事業全体構成の企画

ア 業務委託請負者(以下「乙」という。)は、本業務の目的に沿って開催するひょうご里山・里海国際フォーラム『Z世代による提言』について、全体構成を作成する。乙は、全体構成を兵庫県(以下「甲」という。)が別紙にて指定する「ひょうご里山・里海国際フォーラム『Z世代による提言』概要」を基に、プログラムに含まれるワークショップ等の内容を具体的に企画提案すること。

イ 全体構成(プログラム企画及び実施工程を含む。以下同じ。)は、甲の承認を受けること。

ウ 全体構成は、事業進捗状況を踏まえ、甲と協議した上で都度変更すること。

(2) 『Z世代による提言』に向けたプログラム運営

乙は、(1)で作成した全体構成を基に以下に留意の上事業運営を実施すること。

ア 全体運営・進行管理

(ア) 参加者募集を甲とともにを行うこと。

(イ) 参加者へのワークショップ開催等の連絡を行うこと。

(ウ) 参加者が本業務の目的を達成するための進捗管理、作成物等への助言等を行うこと。

(エ) ひょうご里山・里海国際フォーラムにおける『Z世代による提言』での発表に先立ち、中間発表会を開催すること(オンライン形式による開催も可とする。)。

イ ワークショップ等の運営

- (ア) ワークショップは神戸市周辺で2回以上開催すること。
- (イ) ワークショップ等開催時のファシリテーションを行うこと。
- (ウ) ワークショップ内で用いる資料作成、配布を行うこと。

イ フィールドワーク等の管理

- (ア) 甲が企画するフィールドワークをプログラムに組み込むこと。
- (イ) イ (ア) の他に、参加者が自主的に計画した兵庫県内のフィールドワークの管理を行うこと。

ウ ひょうご里山・里海国際フォーラムでの提言

- (ア) 参加者が持続可能な保全に向けた里山・里海の新しいあり方について、10分程度のプレゼンテーションを作成し、発表すること。
- (イ) 参加者が提言内容に興味を持つきっかけとなる動画を作成し、発表すること。（ただし、動画については、甲と乙の協議により最も効果的な手法を選定すること。）
- (ウ) 乙は、ワークショップやフィールドワークの様子を5分程度にまとめた動画を作成し、発表すること。

エ 各プログラムの開催方式

原則対面形式での開催とする。ただし、中間発表会及びチーム毎の個別サポートについてはオンライン形式での開催も可とする。

オ その他

- (ア) 甲が企画するプログラムにかかる費用（借上バス等使用料、会場使用料、講師謝金）を除く経費（参加者旅費、フィールドワーク経費、会場使用料及び講師謝金等）は、乙が負担するものとする。
- (イ) プログラム実施に必要な事項（会場手配、フィールドワーク先の選定及びフィールドワーク先との調整）は、甲と協議し調整する。

(3) 打ち合わせ等

- ア 業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを定期的に実施すること。
- イ 上記以外でも、甲から要請があった場合には、速やかに打ち合わせを実施すること。

(4) 報告書作成

業務完了時には、プログラム全体で作成又は使用した資料をまとめ、業務完了報告書として1部及び電子データを甲に提出する。

5 成果物

種類	提出部数
業務完了報告書、収支精算書	各1部

その他、事業実施にあたって使用した印刷物	
----------------------	--

6 業務完了報告

乙は、令和 7 年 11 月 28 日（金）までに、業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

7 著作権

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は甲に帰属する。

ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するが、甲は、本業務の成果品等を利用するため必要な範囲においてこれを無償で利用できるものとし、乙はその為に必要な著作権処理を行うこととする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、乙は甲と協議し、その指示に従うものとする。